

平成31年2月27日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス  
代表者名 代表取締役社長兼CEO 此下 竜矢  
(コード2388 東証 J A S D A Q 市場)  
問合せ先 開示担当 小竹 康博  
(TEL 03-6225-2207)

**GLは今後も通常通り業務を遂行いたします。**

本日、当社連結子会社のGroup Lease PCL（以下、「GL」）は控訴申立ての差し戻しに関してGLの見解をリリースいたしましたので、その内容を日本語翻訳にてご紹介いたします。

(以下、GL公表のプレスリリースの翻訳)

当該控訴申立て差し戻しに関する裁判所の主要ポイントは以下の通りです。

1 .J Trust Asia Pte. Ltd. (以下、JTA)が、Group Lease PCL (GL及び当社) の債権者に該当するか明らかではないため、JTAがGLの会社更生手続を申し立てる権利を有するか否かが明確になっていない。

2 .GLが破産法の定義に基づいた破産状態であるかは否か未だ証明されていない。

上記の点をさらに審理を続行し、(前回は証人尋問などの機会を十分に与えられなかったが故に\* 訳者注) GLが破産状態にあるというJTAの訴えについて、JTAに意見を陳述する機会を与えた上で、再度判決を下すよう命令を特別控訴裁判所が破産裁判所に命じたものです。負債に比べ資産が超過(2018年9月30日時点、資産合計約146億タイバーツ(約513億円)、負債合計87億タイバーツ(約306億円))している状態であることから、当社は破産状態ではなく、改めて裁判で証明できるとGLの経営陣は強く確信しております。さらにGLは、現時点においてJTA に対して支払い義務のある債務は一切ない状況であり、JTAから借り入れた期限が到達した債務も一切ないため、JTAには、当社を破産裁判所の審判に付す権利を一切有していないと確信しています。

当該控訴申立て差し戻しの決定を受けて、タイ破産法に従い、当社は再び「自動停止」ステータスとなりました。しかしながら、本日の決定はGLやGL子会社の通常業務に全

く影響を及ぼしません。当社は、前回の中央破産裁判所における審理の際も「自動停止」ステータスではありましたが顧客や取引先との新規契約の締結や従業員への給与支払等、通常業務を継続してまいりました。ただし、配当の支払いに関しては、当該訴訟が完全に決着するまで行うことが出来ません。

裁判所は初回期日を2019年4月26日に設定しました。当社は、早期の本訴訟解決に向けて最善を尽くし、株主価値向上に全力を注いでまいります。

GL経営陣といたしましては、JTAによる当社に対する会社更生申立てに対して（昨日の期日内で\*記者注）異議を表明し、当社の事業に対して常に心からサポートして頂いているKAsset、KBank及びその他債権者の方々に、深く謝意を表します。

以 上